

変更理由書

1. 位置及び周辺状況

中原公園は、一級河川高梁川と JR 伯備線に挟まれた、本市南西部に位置し、周辺は、第一種低層住居専用地域に指定されており、多数の住宅が建ち並ぶ住宅地である。

2. 経緯

昭和 57 年 11 月に、周辺の風致、環境を維持し、児童の健全育成と市民の憩い及び休養に資するため、都市公園として都市計画決定し、滑り台ブランコ等の遊戯施設を整備した後、昭和 59 年 2 月に供用を開始した。

3. 変更理由

本公園に接道する南側の市道では、地元要望による幅員拡張工事を順次行っており、この度、本公園の敷地の一部を道路用地とする必要が生じた。

一方、当該公園は、将来的にも児童の健全育成と市民の憩い及び休養に資する公園であることに加え、都市公園は、都市公園法第 16 条の規定により、みだりに廃止してはならないとされているため、現在は空地となっている公園隣接地を買収することで、必要な規模面積を維持しつつ形状を変更することとした。

総社市都市計画マスタープランでは、公園等の整備と維持管理について、「土地区画整理事業等の市街地整備と併せて、身近な公園・緑地の確保に努める」、「防災機能の付加等を進め、市民の憩いの場として安心して利用できるように努める」こととしている。

今回の形状変更により、公園の規模は確保されつつ形態はより整形されることから、市民にとってより使いやすい公園となり、また、接道する市道が拡幅されることで救急車等の緊急車両の通り抜け等が容易になるなど防災機能が増進し、市のまちづくり方針に整合したものとなっている。

よって、市道の幅員拡張工事に併せて公園機能の更新を図ることができることから、本公園の都市計画の変更を行うものである。